（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 ［表　略］ ［２～４　略］ ５　実験試験局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、上限二〇パーセント（四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する送信設備は上限五〇パーセント）とする。 ただし、法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）を用いて開設する実験試験局にあつては、当該適合表示無線設備の送信設備に係る第一項から前項までの規定を適用するものとする。	（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］ ［表　同上］ ［２～４　同上］ ［新設］
別表第一号（第５条関係） 周波数の許容偏差の表 ［表　略］ ［注１～３　略］ ４　非常局、実験試験局、気象援助局（注９に規定する送信設備を使用するものを除く。）及び特別業務の局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表中の当該周波数帯の固定局（移動する無線局（無線測位を行うものを除く。）にあつては移動局、無線測位を行う無線局にあつては無線測位局）の値によるものとする。ただし、実験試験局であつて、適合表示無線設備を用いるものについては、当該適合表示無線設備の送信設備に係るこの別表の規定を適用するものとし、特殊な送信設備を有するものについては、その許容偏差を指定する。 ［５～57　略］	**別表第一号**（第５条関係） 周波数の許容偏差の表 ［表　同左］ ［注１～３　同左］ ４　非常局、実験試験局、気象援助局（注９に規定する送信設備を使用するものを除く。）及び特別業務の局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表中の当該周波数帯の固定局（移動する無線局（無線測位を行うものを除く。）にあつては移動局、無線測位を行う無線局にあつては無線測位局）の値によるものとする。ただし、特殊な送信設備を有する実験試験局については、その許容偏差を指定する。 ［５～57　同左］
別表第三号（第７条関係） ［１～66　略］ 67　適合表示無線設備を用いて開設する実験試験局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、当該適合表示無線設備の無線設備に係るこの別表の規定を適用するものとする。 68　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から67までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。	**別表第三号**（第７条関係） ［１～66　同左］ ［新設］ 67　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、１から66までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。